



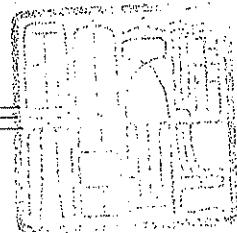
資料 1-1

国河計調第62号
平成19年2月8日

社会资本整備審議会 会長
森下 洋一 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵三



川内川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



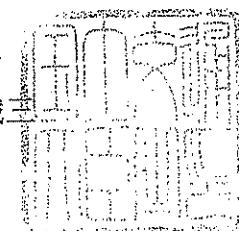
国河計調第60号
平成19年2月8日

社会资本整備審議会 会長

森下 洋一 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵三



高梁川水系に係る河川整備基本方針の策定について

標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

国河計調第61号
平成19年2月8日

社会资本整備審議会 会長
森下 洋一 殿

国土交通大臣

冬柴 鐵三

土器川水系に係る河川整備基本方針の策定について

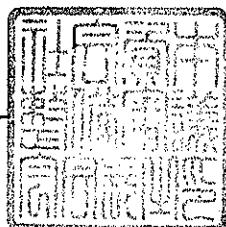
標記の水系に係る河川整備基本方針を定めたいので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国社整審第17号
平成19年2月23日

河川分科会
分科会長 西谷 剛 殿

社会资本整備審議会
会長 森下 洋一



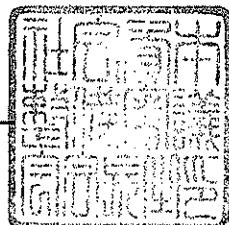
川内川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成19年2月8日付国河計調第62号により当審議会の意見を求められた「川内川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。

国社整審第17号
平成19年2月23日

河川分科会
分科会長 西谷 剛 殿

社会资本整備審議会
会長 森下 洋一



高梁川水系に係る河川整備基本方針の策定について

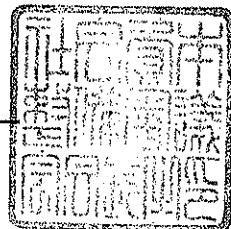
平成19年2月8日付国河計調第60号により当審議会の意見を求められた「高梁川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。



国社整審第17号
平成19年2月23日

河川分科会
分科会長 西谷 剛 殿

社会资本整備審議会
会長 森下 洋



土器川水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成19年2月8日付国河計調第61号により当審議会の意見を求められた「土器川水系に係る河川整備基本方針の策定について」については、社会资本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、河川分科会に付託します。